

木材産業振興対策資金（県単事業）

1 制度の目的

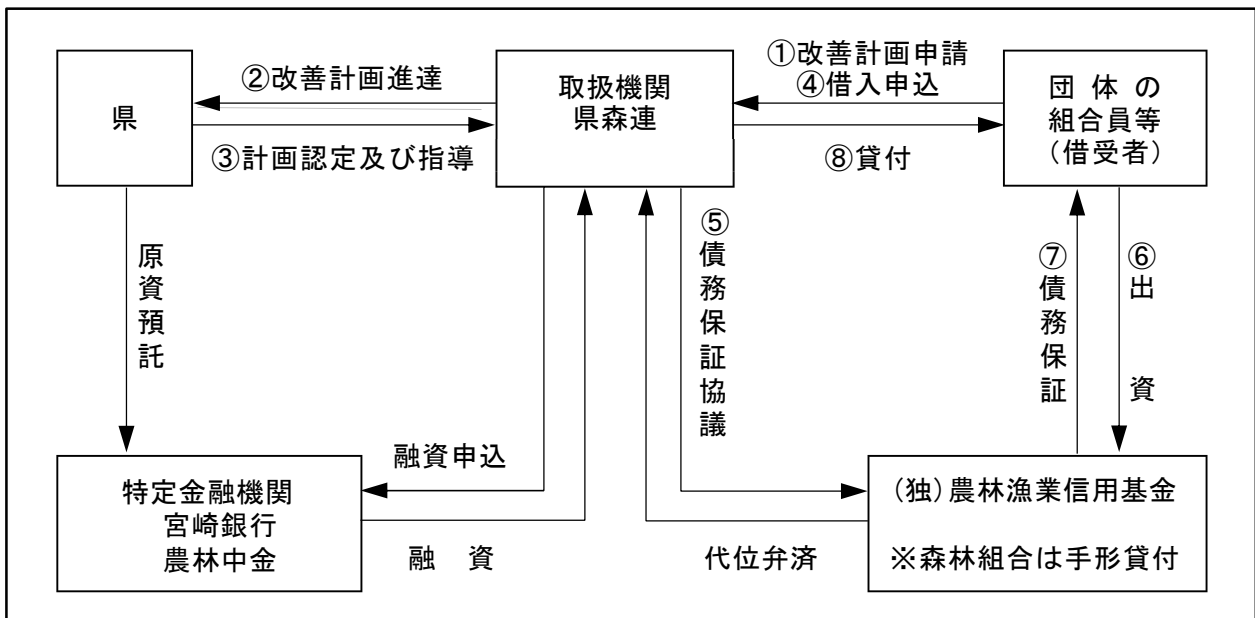
木材産業振興対策資金は事業の改善を図ることを目的に、素材生産・引取、製材、乾燥材生産等の事業を行う組合、会社、個人の方々に低利な融資を行う制度資金です。

2 制度の仕組み

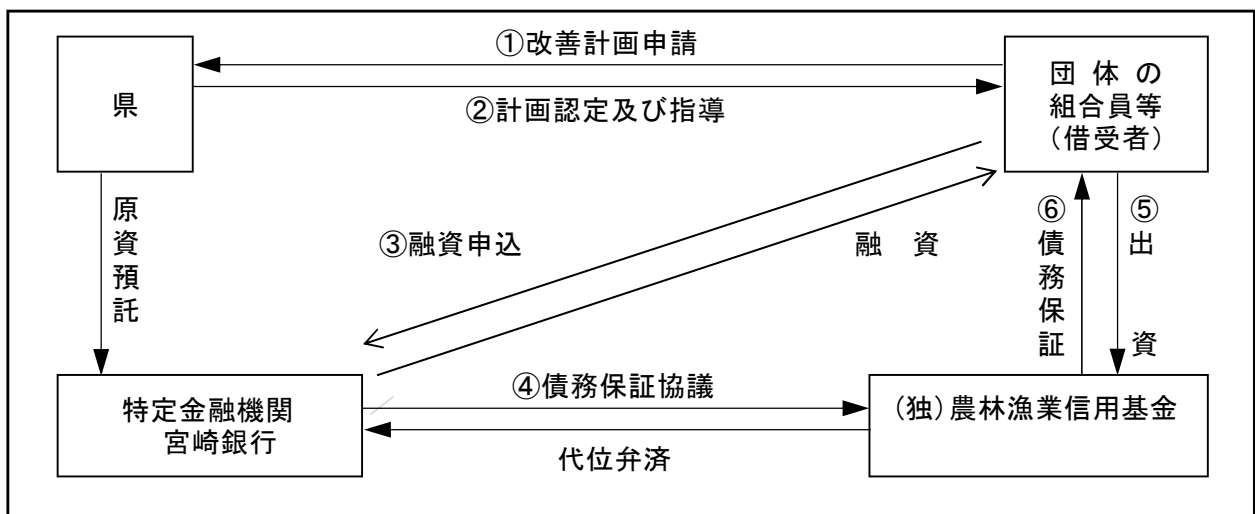
この制度は、県が貸付に必要な原資を指定金融機関（(株)宮崎銀行及び農林中央金庫）に無利子で預託し、金融機関がこれを融資額の一部として原資の1.5～3倍の資金を低利で貸付けする仕組みとなっています。

●木材産業振興対策資金制度の仕組み●

○転貸融資制度フロー図



○直貸融資制度フロー図（令和4年4月以降追加）



3 融資対象者

(1) 必須条件（①～④のすべてを満たすこと）

- ① 木材産業改善計画の認定を受けている者であること。
- ② 個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。以下「暴力団員」という。）でないこと及び法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ③ 県内に住所を有している者であること。
- ④ 森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行っていないこと。

(2) 選択条件（いずれか一つ以上満たすこと）

- ① 宮崎県森林組合連合会（以下「県森連」という。）、県森連と原木の出荷に係る協定を締結している森林所有者等（以下「原木出荷協定締結者」という。）、県内森林組合（以下「森林組合」という。）及び宮崎県木材協同組合連合会の組合員（以下「組合員」という。）等であること。
- ② 県木連が実施する木材業者及び製材業者の自主登録制度に基づく登録業者であること。

(3) 融資対象事業によって必要となる条件

- ① 高品質・高付加価値製品出荷振興資金のうち、製品出荷振興資金については、日本農林規格（JAS）のほか、森林認証制度やクリーンウッド法等に基づく認証等を取得している者であること。
- ② 県森連及び森林組合以外にあっては、原則として独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を得ている者であること。

4 融資期間

1 年間

5 貸付利率

1. 15～2. 35%

※資金メニューにより異なります。

※「貸付」とは取扱期間を通して転貸融資される場合を、「融資」とは特定金融機関を通して直貸融資される場合をそれぞれ指します。

※(株)宮崎銀行の短期プライムレートの変動により改定を行っています。

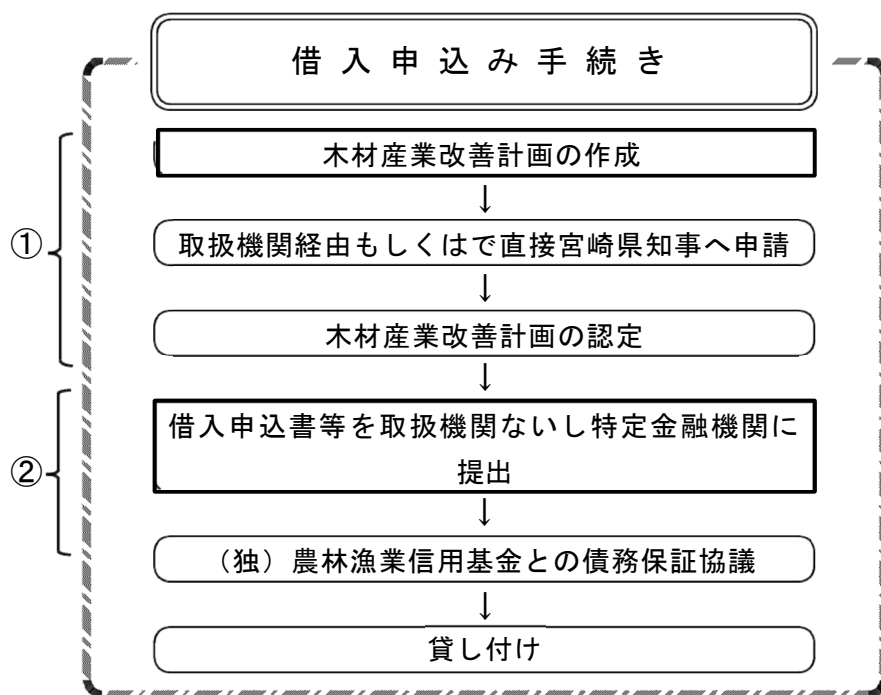
6 借りるための必要な手続き

まずはじめに、宮崎県山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 木材産業振興担当にご相談下さい。

- ①木材産業振興対策資金を借り入れるためには、事業の改善方針や資金・事業計画を記載した木材産業改善計画を作成し、予め宮崎県知事の認定を受けることが必要です。

- ②知事の認定を受けたら、取扱機関である県森連（森林組合、市場出荷促進連携資金等の借入を予定している素材生産者に限る。）若しくは特定金融機関である宮崎銀行まで借入申込書等及び(独)農林漁業信用基金債務保証依頼書等の必要な書類を提出してください。

農林漁業信用基金との債務保証協議が終了した後、木材産業改善計画を実施するのに必要な資金が取引機関ないし特定金融機関を経由して、貸し付けられます。



木材産業振興対策資金の内容について

資 金 種 類		資 金 内 容
森 林 組 合 振 興 対 策 資 金	素材生産資金	立木購入資金（前渡金、予約金を含む。）
		素材生産を行うために必要な資金
		受託生産資金
	素材引取等資金	国産素材等購入資金（前渡金、予約金を含む。）
		共同販売事業資金
	森林組合振興資金	組合運営資金
木 製 材 業 振 興 対 策 資 金	素材生産資金	立木購入資金（前渡金、予約金を含む。）
		素材生産を行うために必要な資金
	素材引取等資金	国産素材等購入資金（前渡金、予約金を含む。）
	造林・保育資金	新植、保育等の事業を行うために必要な資金
製 品 出 荷 振 興 資 金 高 品 質 ・ 高 付 加 価 値	素材生産資金	J A S 認定工場、森林認証取得工場、またはクリーンウッド法に基づく登録工場のいずれかに素材を安定的に出荷するために必要な資金
	製品出荷振興資金	J A S 認定工場、森林認証取得工場、またはクリーンウッド法に基づく登録工場のいずれかが安定的に生産・出荷するために必要な素材引取・製材加工・製品引取・製品出荷のための資金

- (注) 1 貸付限度額は、1 貸付対象者ごとの貸付限度額とする。
2 利率については、(株)宮崎銀行の短期プライムレートの変動により変更することが

貸 付 対 象 者	貸 付 条 件		
	貸 付 限 度 額 ^(注1)	利 率 ^(注2)	償還期限
1 宮崎県森林組合連合会	森林組合 5 千万円	年 2.35%(※) ※ なお、「ひ なたのチカラ 林業経営者」 かつ「地域再 造林推進ネッ トワーク会 員」として登 録を受けた者 については、 1.30%を適用。	1 年以内
2 森林組合	宮崎県森林組合連合会 3 億円 森林組合 2 千万円		
	森林組合 3 千万円		
1 宮崎県木材協同組合 連合会の組合員	5 千万円	年 2.35%(※) ※ なお、「ひ なたのチカラ 林業経営者」 かつ「地域再 造林推進ネッ トワーク会 員」として登 録を受けた者 については、 1.30%を適用。	1 年以内
2 自主登録制度に基づく登 録者			
1 森林組合	5 千万円	年 1.30%	1 年以内
2 宮崎県木材協同組合 連合会の組合員			
3 自主登録制度に基づく登 録者			
1 J A S 認定工場			
2 森林認証取得工場			
3 クリーンウッド法に基づ く登録工場			

あります。

木材産業振興対策資金の内容について（つづき）

資 金 種 類	資 金 内 容
森林組合経営安定化資金	新植・保育等の事業に必要な資金
原木出荷調整資金	原木需給や原木価格の動向をみながら原木出荷の調整を行う場合の経営資金の手当てなどに必要な資金
乾燥材生産促進資金	乾燥材の生産に必要な作業労賃、電力費及び燃料費並びに乾燥材の仕上げ加工費、出荷のための輸送費、製品等引取に係る前渡金等に必要な資金
経営環境適応資金	原木・製品価格の下落、原油価格の高騰、環境の保全（CO2削減など）、自然災害などの経営環境の変化に柔軟、かつ、迅速に対応するため、生産・流通体制の効率化・再構築や新たな事業開始などに必要な資金
市場出荷連携促進資金	県森連林産物センターとの協定に基づき、原木生産・出荷を行うために必要な資金

（注） 1 貸付限度額は、1 貸付対象者ごとの貸付限度額とする。

2 利率については、（株）宮崎銀行の短期プライムレートの変動により変更することが

貸 付 対 象 者	貸 付 条 件		
	貸 付 限 度 額 ^(注1)	利 率 ^(注2)	償還期限
1 宮崎県森林組合連合会 2 森林組合	1 億円	年 1.15%	1 年以内
1 森林組合 2 素材生産業を営む者	2 億円	年 1.30%	
1 宮崎県森林組合連合会 2 森林組合 3 宮崎県木材協同組合 連合会の組合員 4 自主登録制度に基づく 登録者	5 千万円		
1 宮崎県森林組合連合会 2 森林組合 3 宮崎県木材協同組合 連合会の組合員 4 自主登録制度に基づく 登録者	3 千万円 ただし、知事が必要と認め た場合にあっては5千万円を 限度とする。	年 1.15%	
1 県森連林産物センターと 出荷協定を結んだ素材生産 業者	3 千万円	年 1.85%	

あります。